カード回数券 (バスカード) 委託発売所の受払い方法の変更について

1 変更内容

各委託発売所に対するカード回数券の受払い方法については、精算方式と買取方式を併用していたが、平成27年度から買取方式へ統一する。

- ※精算方式・・・委託発売所におけるカード回数券の所有権が交通部にあるため、交通部職員 が各発売所に補充分のカードを届けたり、毎月在庫の確認に行く必要がある。 発売者の負担が低いことから、普通カード回数券の発売手数料は3%。
- ※買取方式・・・委託発売所におけるカード回数券の所有権が発売者にあるとともに、カードの受払い場所が交通部管理課であるなど、発売者の負担が高いことから、普通カード回数券の発売手数料は5%。

2 時期

平成27年4月1日から

3 受払い方法変更の必要性

精算方式については、各発売所に対する普通カード回数券の発売手数料が3%であり、5%の買取方式に比べ交通部の支出が低くなる一方、毎月各発売所の在庫確認に労力を要するとともに、仮に発売所が経営破綻をきたした際の在庫カード回収不能の恐れがあり、経営の効率化とリスク管理の強化のため、買取方式へ移行するものである。

4 カード回数券発売所数

カード回数券委託発売所については、平成4年11月のカード回数券の発売開始当初は、個人商店を中心に60箇所であったが、平成9年には市内各店の郵便局が加わり、近年はコンビニエンスストアでも発売するなど、市内における発売箇所を拡大してきたところである。

この度の変更に伴い、郵便局23箇所では発売しなくなるもの、コンビニエンスストアの発売箇所が現在64箇所と年々増えているとともに、市営バスの車内においても発売していることから、バス利用者の利便性は確保できる。

【平成26年度当初】

【平成27年度当初予定】

精算方式 41箇所

買取方式 116箇所

買取方式 103箇所

5 バス利用者への周知方法

買取方式移行に伴い、平成27年3月31日でカード回数券の発売を中止する発売所 (現在28箇所)に周知チラシを掲示するとともに交通部のホームページでお知らせする。